

## 14 厚生年金保険（負担 1）加入期間 40 年超の保険料負担

厚生年金保険の適用事業所に勤務し、被用者保険適用基準を満たせば、69 歳 12 か月まで加入義務があります。現在、第 2 号被保険者は 4,672 万人、うち 60～69 歳は 590 万人います（図表 1）。590 万人は 60～69 歳人口 1,478 万人の約 4 割です。こうした人たちの多くは、国民年金も合わせた加入期間が 40 年を超え、必要以上の保険料負担を強いられているとみられます。

（図表1）年齢階級別被保険者数

（万人）

	第 2 号	第 1 号	第 3 号
～19 歳	19	-	-
20～29 歳	770	461	30
30～39 歳	973	230	151
40～49 歳	1,147	292	246
50～59 歳	1,174	388	259
60～69 歳	590	17	-
合計	4,672	1,387	686

（資料）厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業統計  
2023年度」より作成

（注）2023年度末。

必要以上の保険料負担となっているのは、報酬比例年金の給付額には上限がないのに対し、基礎年金の給付は 40 年加入した場合の満額が上限となっているためです。現在、基礎年金の満額は月額 69,308 円（2025 年度）です。すなわち、国民年金と厚生年金保険を合わせた加入期間が 40 年を超えても基礎年金の給付は全く増えません。増えるのは報酬比例年金のみです。

これはおかしな話です。厚生年金保険料 18.3% のなかには、基礎年金拠出金の費用も含まれているはずでし（第 6 回を参照）、「厚生年金に加入している人は、同時に国民年金にも加入している」（第 4 回を参照）と厚労省もホームページのマンガのなかではっきりうたっています。

仮に、現行制度の枠組みを維持するとしても、加入期間が 40 年を超えた人については、厚生年金保険料が引き下げられるべきでしょう。厚生年金保険料のうちざっくり 3/4 が報酬比例の給付、1/4 が基礎年金拠出金ですから、引き下げ幅は約 5% ( $\approx 18.3\% \times 1/4$ ) となるはずです。

では、加入期間が 40 年を超えている人が余計に負担している約 5% は、一体何に使われているのでしょうか。約 5% は、厚生年金保険加入者全体の報酬比例給付に充てられている

ことになります。基礎年金拠出金の仕組みを説明した図表2（『第3号被保険者の費用負担』図表2の再掲）を改めてみると、基礎年金拠出金の拠出金算定対象者は60歳未満と定義されており、第2号の拠出金算定対象者は4,081万人です。

図表1の第2号被保険者合計4,672万人との差が60～69歳です。すなわち、基礎年金拠出金算定対象者を絞り込むことによって、報酬比例年金の給付にお金が回っているのです。

(図表2) 基礎年金拠出金の拠出方法

制度	拠出金算定対象者 (注1)			(B)	基礎年金拠出金 A×B×12か月 (兆円)
	(A)	第1号	第2号		
厚生年金保険	4,779	-	4,081	699	21.6
国民年金	(注2) 660	660	-	-	3.0
計	5,439	660	4,081	699	24.6

(資料) 社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告－2023年度－」図表2－3－32より作成

(注1) 拠出金算定対象者は、20歳以上60歳未満の被保険者。

(注2) 660万は、年度の保険料納付済月数を12で割った値。実際の60歳未満被保険者数は1,371万人（2023年度末）。

#### (参考)

厚生労働省「年金制度の仕組みと考え方」第7マクロ経済スライドによる給付水準調整期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin\\_shikumi\\_007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_007.html)